

和解仲介手続申立ての進め方

1 和解仲介手続申立書を作成する

申立書の書き方は
分かる
申立書は書いた

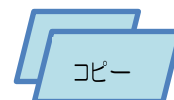
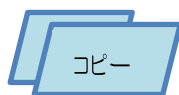
申立書の書き方が
分からない

「和解仲介申立書の作成手順」
をご覧ください。



2 必要部数をコピーする。

① 原本を3部コピーする。



② 原本とコピー2部を提出用にする。

③ 自分の控えにする

3 ADRへ提出する

原本とコピー2部の計3部をADRへ提出しましょう。

→ 申立書の提出方法は次の2つの方法があります。

① ADRの相双支所へ持参する

→ 相双支所は南相馬市役所北庁舎2階にあります。

② ADRの東京事務所へ郵送する

郵送先：105-0003 東京都港区西新橋1-5-13

第8東洋海事ビル9階

原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所 宛て